



三木市記者発表資料 (令和6年11月26日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 能出真一 (内線 2230)	商業労政係	0794-82-2000 (内線 2236)

タイトル	
「もにす認定」事業主の認定通知書交付式が実施されます	
本件のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・三木市で初めての「もにす認定」事業主の交付式です。 ・認定を受けた事業主の障害者雇用に係る取組状況が、身近なロールモデルとして認知され、地域における障害者雇用が促進されることが期待されます。 	
説明文	
「もにす認定」事業主の認定通知書交付式を実施されます。	
1 日 時	令和6年12月11日(水) 午前11時～
2 場 所	三木市役所 5階中会議室2
3 内 容	「もにす認定」事業主の認定通知書の交付
4 事 業 主	東光機材株式会社 代表取締役 藤田高弘 三木市岩宮 140-4
5 問 合 せ	ハローワーク西神 職業相談部門 TEL:078-991-1100
6 出 席 者	兵庫労働局職業対策課地方障害者雇用担当官、雇用促進係長 西神公共職業安定所長、雇用指導官 三木市商工振興課長、商業労政係長
7 そ の 他	「もにす」とは愛称で、正式には「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」です。厚生労働大臣が障害者雇用の促進や安定に関する取組などの優良な中小企業を認定する制度です。企業と障害者が明るい未来や社会の実現に向けて「と“もにす”すむ」という思いを込めて「もにす」と名付けられました。
本案件は次のSDGs目標に関連します。	
 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう